

刑鑑 第3号
警務 第20号
生企 第10号
刑捜一 第8号
交企 第12号
警公 第4号
平成13年3月19日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察似顔絵捜査官の指定及び運用要領の制定について（一般通達）
似顔絵作成技能が優れた警察職員を似顔絵捜査官に指定し、犯罪発生に際して早期に所轄警察署に派遣して似顔絵を作成することにより、当該犯罪捜査に資するため、別添のとおり要領を定め本年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

福井県警察似顔絵捜査官の指定及び運用要領

第1 目的

この要領は、似顔絵作成技能が優れた警察職員を似顔絵捜査官に指定し、その効果的運用に関し必要な事項を定め、もって似顔絵による捜査の推進を図ることを目的とする。

第2 似顔絵捜査官の指定及び解除

1 似顔絵捜査官の推薦

所属長は、次に掲げる者のうちから、似顔絵作成の技能が優れ似顔絵捜査官として適任と認められる者を、似顔絵捜査官推薦書（様式第1号）により、本部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

- ① 警察本部で実施する似顔絵講習を受講し、似顔絵作成技能が優れていると認められる者
- ② その他似顔絵講習の未受講者であっても美術系大学等を卒業している者、又は絵画作成の経験がある者等似顔絵作成技能を有していると認められる者

2 似顔絵捜査官の指定

本部長は、前記1により推薦された者の中から似顔絵作成技能を有し適任と認められる者を似顔絵捜査官名簿（様式第2号）に登載し、似顔絵捜査官指定書（様式第3号）を交付するものとする。

3 似顔絵捜査官の解除

本部長は、毎年見直しを行い、病気その他の理由により似顔絵捜査官の指定を解除する事由が生じたときは、指定を解除することが出来るものとする。

第3 似顔絵捜査官の運用

- 1 所属長は、犯罪捜査上、似顔絵を作成する必要があるときは、自所属の似顔絵捜査官を有効に活用するものとする。
- 2 似顔絵捜査官がいない所属長は、鑑識課長を経由して本部長に対し、似顔絵捜査官の派遣を要請することができるものとする。
- 3 派遣要請を受けた本部長は、似顔絵捜査官の所属する所属長に対し、似顔絵捜査官の派遣を要請するものとする。この場合、派遣の要請を受けた所属長は、特別の事由がない限り似顔絵捜査官を派遣するものとする。

第4 報告

似顔絵捜査官の所属する所属長又は派遣を要請した所属長は似顔絵の活用状況及びその結果を似顔絵作成結果報告書（様式第4号）により鑑識課長を経由し本部長に報告するものとする。

第5 似顔絵捜査官の養成と訓練

鑑識課長は、計画的に似顔絵講習会を開催し、似顔絵捜査官の養成と訓練を行うものとする。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

福井県警察本部長 殿

課、隊、所、校、署長

似顔絵捜査官推薦書

候補者	課・係名	
	階級等	
	氏 名	(警電)
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	扨 命	年 月 日 (第 期生)
似顔絵講習受講歴		
似顔絵作成経歴		
推薦理由		
その他参考事項 (美術学歴等) 連絡先電話番号等		

様式第3号

似顔絵捜査官指定書

(現官職)	(氏名)
<p>福井県警察似顔絵捜査官に指定する。</p>	
<p>年 月 日</p> <p>福井県警察本部長</p> <p>階級 氏名 印</p>	

福井県警察本部長 殿

課、隊、所、校、署長

似顔絵作成結果報告書

事件名	
発生日時	
発生場所	
被害者 住所・氏名 職業・年齢	
事件の概要	
被疑者 (犯人像)	
作成状況	作成年月日
	作成者名
	協力者名
	資料の措置
似顔絵等の内容	

